

5 地域手当

地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、当該地域等に在勤する職員に支給する。

条例第11条の2

(1) 支給範囲及び支給額

(ア) 支給範囲

(ウ) の表に掲げる地域に在勤する職員

条例第11条の2

第2項

(イ) 支給額

{ (給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職勤務上限年齢調整額)
+ (管理職手当) + (扶養手当) } × 支給割合 (注)

(注) その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7—53

第14条

(ウ) 支給地域及び支給割合

(i) 県の公署のある地域

地 域 の 区 分		割 合
1級地	東京都千代田区	100分の20
2級地	大阪市	100分の16
3級地	名古屋市	100分の15
4級地	仙台市	100分の4.5
5級地	多賀城市	100分の2
6級地	仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

(ii) 県の公署のない地域

地 域	支給割合
千代田区を除く東京都特別区内の地域	100分の20
川崎市 豊田市	100分の16
さいたま市 千葉市 東京都府中市 小金井市	100分の15
立川市	100分の12
広島市	100分の10

(2) 支給の特例

(ア) 医師及び歯科医師

医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表を適用を受ける職員のうち次に掲げる職員には、この特例による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額(注)に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

条例第11条の3

任期付職員条例

第5条第2項

規則7—53第4条

〔昭和55年通知
第276号〕

(i) 保健福祉事務所、福祉施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師

(ii) 本庁に勤務する医師及び歯科医師

(注) 任期付職員条例第4条第1項の給料表を適用を受ける職員にあっては、給料

(イ) 異動保障

次の(i) (ii)に掲げる異動等をし、かつ、異動等前地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた職員に対し、異動等の日から2年を経過するまでの間支給される。

条例第11条の5

(i) 職員が異動等をした場合

職員が在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又は在勤する公署が移転した場合（1級地から2級地又は3級地への異動等、2級地から3級地への異動等及び1級地、2級地又は3級地から4級地への異動等その他人事委員会の定める場合（注）を除く。）において、異動等の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合が当該異動等の日の前日に在勤していた地域手当の支給割合に達しないこととなるとき

（注）1級地、2級地又は3級地から前記（1）（ウ）（ii）の表に掲げる地域（同表に定める割合が100分の4.5以上に限る。以下同じ。）への異動等、同表に掲げる地域から2級地又は3級地への異動等、同表に掲げる地域から同表に掲げる地域への異動等

昭和55年通知
第276号

(ii) 人事交流等の異動の場合

国家公務員又は他の地方公務員であった者その他人事委員会規則で定める者（注）が、引き続き職員となり、前記（1）（ウ）（i）の表1級地の地域以外の地域に在勤することとなった場合においても、異動保障の規定に準じて地域手当を支給する。この場合、手当を支給される職員は、次に掲げる要件のいずれも該当する職員で、職員となつた日の前2年以内の期間（以下「対象期間」という。）に、職員として勤務していたものとした場合に、異動保障による地域手当の支給要件を具備することとなるものとする。

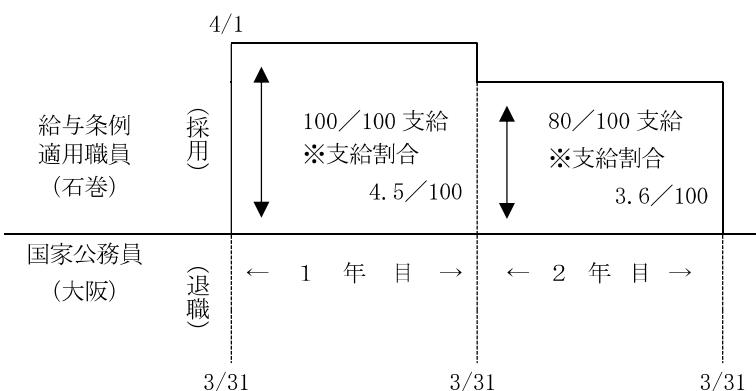
a 常時勤務に服する者として対象期間に人事院規則9—49（地域手当）別表第1及び別表第2に掲げる地域又は官署に勤務していた者であること。

b 人事交流等により職員となった者であること。

（注）・ 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員
・ その他人事委員会が定める職員

条例第11条の5
第3項
規則7—53
第11条、第12条

（例）



（注）「人事交流等により職員となった者」とは、国家公務員又は他の地方公務員であった者が、業務の必要上、給与条例の適用職員として採用される場合で、本人の都合による大学卒業程度試験、短期大学卒業程度試験等合格に基づくものは、これに該当しない。

支給割合は、異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間は、異動等の前日に在勤していた地域手当の支給地域等に係る支給割合（異動等前の支給割合が前記（1）（ウ）（i）の表の1級地から3級地までの項に定める割合である場合又は前記（1）（ウ）（ii）の表に定める割合（100分の4.5以上に限る。）である場合にあっては、4級地に定める支給割合（100分の4.5）とする。）、2年目は1年目の支給割合に100分の80を乗じて得た支給割合とする。

条例第11条の5
規則7—53
第12条
昭和55年通知
第276号

(iii) 短期間に連続して複数の異動等を行った場合

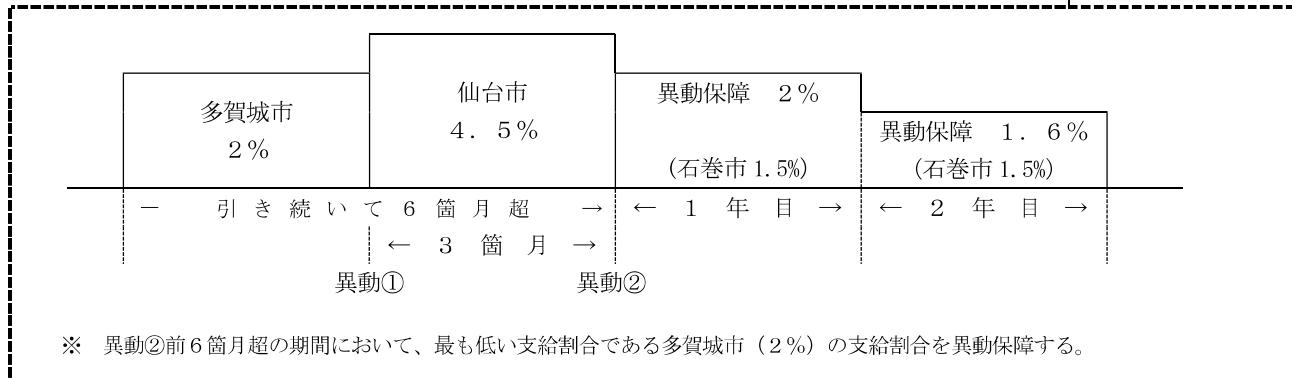
短期間（6箇月以下）に連続して複数の地域手当支給地域間の異動等を行った場合であっても、それらの在職期間を通算して6箇月を超えて在勤していれば、異動保障の対象となる。

このときの異動保障の支給割合は、異動等前の6箇月を超える期間において在勤していた地域に係る支給割合のうち、最も低い支給割合とする。

条例第11条の5

規則7—53

第9条



(ウ) 公署が特別の事情により地域手当の支給割合を異にする移転をした場合

移転の直後の地域手当支給割合が移転の前日の地域手当支給割合に達しないこととなるとき、又は地域手当が支給されない地域となるとき

- (i) 当該起算日から3年を経過するまでの間 起算日の前日の地域手当支給割合を支給
- (ii) 起算日から3年を経過した日から移転後の地域手当支給割合に至るまで

$$\text{移転前の支給割合} - \left\{ \frac{1}{100} \times (\text{経過年数} - 2) \right\}$$

条例第11条の4

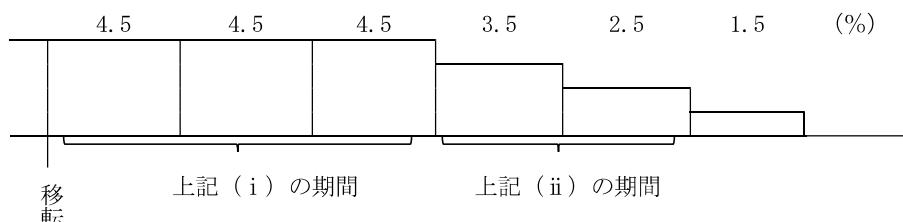
規則7—53 第5条

第6条

第7条

第8条

地域手当支給割合4. 5%地域から地域手当支給割合1. 5%の地域へ移転した場合



※ 支給対象者は、移転の日において当該公署の所在する地域の支給割合を超える支給割合の支給公署から異動した職員及び移転の前日から引き続き在勤する職員に限る。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—53

第13条